

<第6報告>

## 兼業・副業に係わる農作業安全対策と農業労災制度の役割

中村 仁

(社会保険労務士法人シャイン 代表社員・山梨県)

日本農業労災学会  
2021年度（第8回）大会シンポジウム  
『兼業・副業に係わる農作業安全対策  
と農業労災制度の役割』  
令和3年10月22日



【全国社労士ネット会員】  
社会保険労務士法人シャイン  
代表社員 中村仁

1

講師 自己紹介

★プロフィール

中村 仁（特定社会保険労務士）  
昭和55年 静岡県富士市生まれ（山梨県身延町育ち）  
趣味 ギター、映画鑑賞、ちょっとだけゴルフ



★社会保険労務士法人シャイン

経営理念 輝く「人財」づくりに挑戦し続け  
お客様と「喜び」「幸せ」を共有する  
事務所所在地 山梨県身延町  
社歴 平成22年10月開所（平成28年10月法人化）  
事務所体制 社労士2名、職員2名 計4名

★事務所の特徴

- ・山梨県、静岡県で相談実績200社以上。
- ・労務管理に特化しており、トラブル予防型の労務管理を提案。
- ・「A4一枚評価制度」を用いた人事・賃金制度構築。
- ・ペーパーレス、テレワークなどを社内のDX化を積極的に実施。  
近時はzoomを用いた研修を数多く実施。

2



## 働き方改革と兼業・副業

### 【兼業・副業の傾向】

副業・兼業を希望する者は年々増加傾向にある。副業・兼業を行う理由は、収入を増やしたい、1つの仕事だけでは生活できない、自分が活躍できる場を広げる、様々な分野の人とつながりができる、時間のゆとりがある、現在の仕事で必要な能力を活用・向上させる等さまざまであり、また、副業・兼業の形態も、正社員、パート・アルバイト、会社役員、起業による自営業主等さまざまである。

### 【兼業・副業のメリット】

- ①離職せずとも別の仕事に就くことが可能となり、スキルや経験を得ることで、労働者が主体的にキャリアを形成することができる。
- ②本業の所得を活かして、自分がやりたいことに挑戦でき、自己実現を追求することができる。
- ③所得が増加する。
- ④本業を続けつつ、よりリスクの小さい形で将来の起業・転職に向けた準備・試行ができる。

※一部、キャリア形成・自己実現という理由はあっても大半は所得の為（いわゆるダブルワーク）。

国も人手不足の対策と考えている節があり、働き方改革の本丸である「長時間労働撲滅」と逆行している。

3



## 農業と兼業・副業

兼業に関していえば、第2種兼業農家（農業所得を従とする農家）が多いか。

農業を副業先に選ぶケースとしては、将来的な独立を目指す場合が多い？

収入の補填として副業を積極的にするケースは、業務内容的に少数派？

4



## 農業の兼業・副業の安全対策の課題（山梨の事例）

農業に関して考えると、兼業・副業で携わるのは、サラリーマン兼業農家（第2種兼業農家）がほとんどのように思われる。

### ①そもそも教育を受ける場があまりない

県等で定期的に行う研修も、平日の日中に行う為、参加者は農業従事者（従業員含む）、関係機関の者、など農作業に関する安全教育はほぼ行われていないと考えられる。機械販売の際にも、基本的な説明をPL法の関係で行うが、その後どうなっているかはわからない。

### ②事故の事例を拾いづらい

県などで事例として拾っているのは主に**死亡事故**。事故やケガをしても「そんなもの」として捉えているところがあり、指を落とすような事故も重大事故と考えていない。雇用の場面なら「原因調査→対策」は当たり前。

5

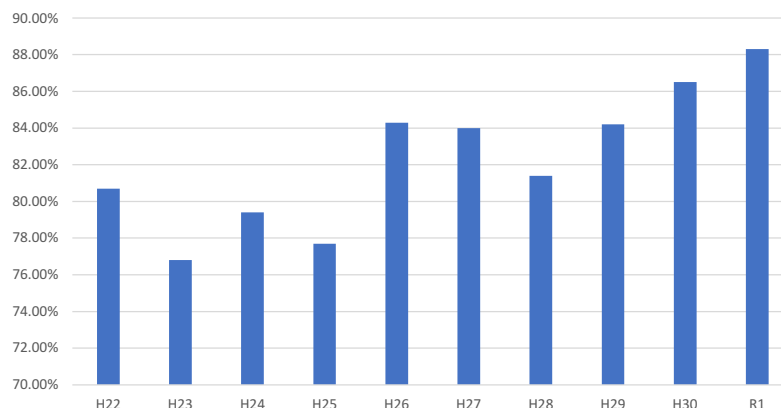


## 農業の兼業・副業の安全対策の課題（山梨の事例）

### ③高齢者・ベテランの慣れから生じる事故が多い

作業慣れしている方のちょっとした気のゆるみなどが原因で死亡事故となっている。

65歳以上の死亡者数



農林水産省 令和元年の農作業死亡事故について  
<https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/attach/pdf/210216-1.pdf>  
を参考に作成

6



## 副業・兼業と労災補償

農業の兼業・副業で携わるのは、に対する補償は？



出典： <https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

7



## 兼業・副業にかかる労災保険法改正

### 法改正のポイント

- ✓ 複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、**全ての就業先の賃金額を合算した額**を基礎として、保険給付額を決定します。
- ✓ けがや病気が発生したときに、事業主が同一でない複数の事業場で就業している方が対象ですが、
  - ・**特別加入されている方**（労働者として働きつつ特別加入されている方、複数の特別加入をされている方。）
  - ・けがや病気の原因の発生時に事業主が同一でない複数の事業場で就業していた方も対象です。
- ✓ 1つの事業場で労災認定できない場合であっても、**事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定**できる場合は保険給付が受けられます。
- ✓ これらの改正は、2020年9月1日以降に発生したけがや病気等について対象となります。

出典： <https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

8

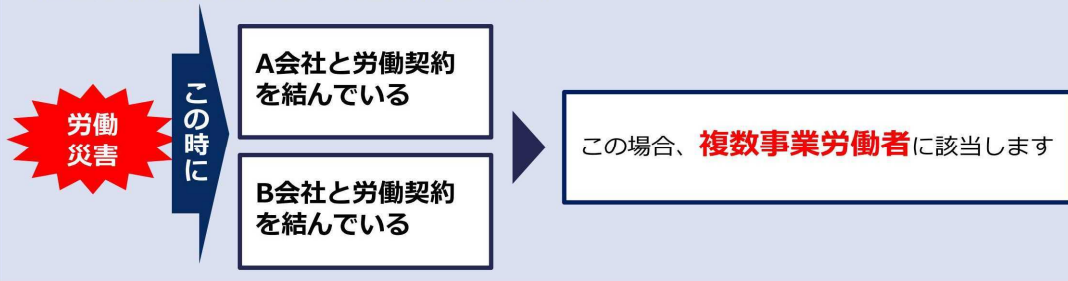


# 複数事業労働者の考え方

Point  
1

今回の改正制度の対象となるのは複数事業労働者の方です。

## 複数事業労働者に関する原則の具体例



Point  
2

特別加入をしている方などについても対象となります。

- その他に、以下のような方も「複数事業労働者」となります。
  - 1つの会社と労働契約関係にあり、他の就業について特別加入している方
  - 複数の就業について特別加入をしている方

出典：https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf

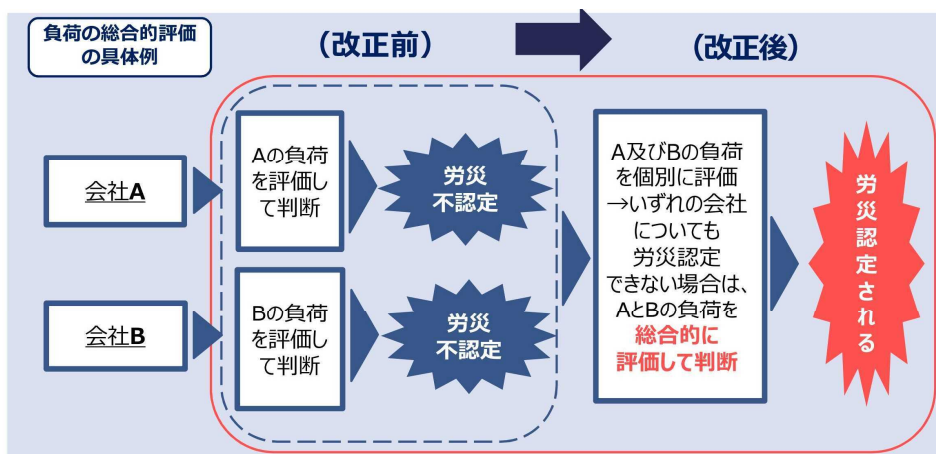
9



Point  
2

複数の会社等の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して、労災認定の判断をするようになります。

- 今回の改正によって、新しく**複数の事業の業務を要因とする傷病等（負傷、疾病、障害又は死亡）**についても、労災保険給付の対象となります。新しく支給事由となるこの災害を「**複数業務要因災害**」といいます。なお、対象となる傷病等は、**脳・心臓疾患や精神障害**などです。



出典：https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf

10



## 農業の特別加入

### (1) 特定農作業従事者

特定農作業従事者とは、次の①～③の全てに該当する人をいいます。

- ①「年間の農業生産物(畜産及び養蚕に係るものを含む)の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模(この基準を満たす地域営農集団などを含む)を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜(家さん及びみつぼを含む)・蚕の飼育の作業のいずれかを行う農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。



ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業

### (2) 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者とは、農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う人をいいます。

① 動力耕うん機その他の農業用トラクター	⑦ 次の定置式機械または携帯式機械
② 動力掘削機	・動力揚水機
③ 自走式田植機	・動力草刈機
④ 自走式スピードスプレヤーその他の自走式防除機械	・動力カッター
⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械	・動力摘採機
⑥ トラックその他の自走式運搬用機械	・動力脱穀機
	・動力剪定機
	・動力剪枝機
	・チェーンソー
	・単軌条式運搬機
	・コンベヤー
	⑧ 無人航空機
	(農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。)

### (3) 中小事業主等

11



## 特別加入の手続き

### (1) 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者として加入する場合の手続き

特別加入団体として承認されている団体(JA、県中央会等)に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くのJA・県中央会が特別加入団体になっていない場合もありますので、まずは都道府県労働局または労働基準監督署にご確認ください。

加入手続きは、加入者の氏名、作業の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入した届出書を特別加入団体が所轄の労働基準監督署長(以下「監督署長」といいます。)を経由して都道府県労働局長(以下「労働局長」といいます。)に提出する必要があります。給付基礎日額については、5ページの4を参考にしてください。

また、(1)において新たに特別加入を希望する方については、特別加入団体において、原則として顔写真付きの身分証明書(顔写真付きでない場合には、2点以上が必要)の提示を求めて本人確認を行い、その写しまたは番号を控えさせていただくため、あらかじめご準備をお願いします。

👉山梨も特別加入団体はあったが、団体会員になっている必要があり「個人」の加入は不可。  
実際「兼業農家」の加入実績なし。

12





## サラリーマン兼業農家（第2種兼業農家）の特別加入？

そもそも兼業農家は特別加入が出来るのか？

☞他県では「個人」も特別加入できる団体あり。

参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/000757878.xlsx>

### ①誰がやるのか？

JA？社労士？

### ②ニーズがあるのか？

兼業農家が「事故」の補償をどこまで考えるか？

一般的な傷害補償の方が使いやすい？

長時間労働などとなっても「自己責任」で終わる？

### これを課題と踏まえるか？

13



## まとめ

### ◎兼業・副業に関わる農作業安全対策

- ・農業の場合、兼業として第2種兼業農家が多いと考えられるが、**現状、教育をする場面は相当に限られている。**
- ・副業先として農業が選ばれる可能性は低いと考えられるが「雇用」する場面においては安全対策は一般的な労災との関係から対応されると考えられる。

### ◎兼業・副業に係わる農業労災制度の役割

- ・副業先として農業の選択肢は少数派
- ・兼業農家が農作業中のケガ及び長時間労働を「労災」と考えるか？  
また労災と考える場合も特別加入にかかるハードルは地域差などもあり相当に高い。

14





## まとめ②

---

- ☆農業における兼業・副業において労災制度のセーフティネット機能として使用される可能性は現状かなり低い。
- ☆ニーズが高い分野であれば、ビジネスチャンスとして伸びていくはず。  
兼業農家が特別加入するようなケースが増えていくか？
- ☆これから農業がより安全性が高く、副業に適した職場環境になっていけば、副業先としての選択肢に入ってきて労災補償のセーフティネット機能が活かされていく。
- 👉兼業・副業の前に、本業の農業における安全対策・労災補償が現状は必要？

15



## ヒアリング・協力団体等

---

- ・山梨県農業技術課
- ・山梨県立農業大学校
- ・山梨労働局 総務部 労働保険徴収室
- ・JAフルーツ山梨 加納岩支所
- ・全国社労士ネットの先生方

16



御清聴ありがとうございました！

---

**【社会保険労務士法人 シャイン】**

**職場の安心感の架け橋となり  
成長する「人・組織づくり」に貢献する**

TEL 0556-62-2710 FAX 0556-62-3620

<http://sr-shain.com/>

[info@sr-shain.com](mailto:info@sr-shain.com)

公式LINE @sr-shain